

ドイツ連邦政府労働社会問題省が公布し、施行している *Verordnung zum Schutz vor Gefahrstoffen*, 26. November 2010(危険有害物からの保護規則、2010年11月26日)の全文の「英語版原文—日本語仮訳」(この規則の制定、改正及び要点を含む。)について

作成年月日 2020年7月

中央労働災害防止協会技術支援部国際課

ドイツ連邦共和国は、2020年1月末に英国が離脱した後の *European Union* (略称 EU:欧州連合) における重要な加盟国であり、EU 域内における最大の工業国です。また、その労働安全衛生に関する法規制及び行政体制については、一つは、ドイツ連邦政府 (連邦労働社会問題省: *Bundesministerium für Arbeit und Soziales*、略称: BMAS) の安全衛生に関する法律及び規則 (EU の指令によるものを含む。)、これを管理監督する各州の労働主務省、労働保護・産業医学・労働安全技術局、安全技術・労働医学研究所及び営業監督局と、他方は、ドイツ法定災害保険 (略称: DGUV) 及びその傘下の同業者組合(略称: ) BG が制定する労働災害防止規程、これの履行を促す労働監督員による査察指導等で構成される2重構造になっています。以上のような背景から、ドイツは、危険有害物による労働災害防止に関しても豊富な経験を有しています。

そこで、このたび、ドイツ連邦政府労働社会問題省が公布し、施行している *Verordnung zum Schutz vor Gefahrstoffen*, 26. November 2010(危険有害物からの保護規則、2010年11月26日)の全文の「英語版原文—日本語仮訳」(この規則の制定、改正及び要点を含む。)について、紹介することとしました。このような紹介をするのは、おそらく我が国では初めてのことはないかと考えています。

この規則は、①危険物による爆発又は火災、②がん原性物質、変異原性物質又は生殖能力に影響を与える有害物、③有機過酸化物による爆発、④石綿による健康障害の防止等を規制内容として含んでおり、危険有害物による災害の防止を図るための包括的な規則になっています。

ドイツにおける危険有害物の規制については、ドイツ法定災害保険及びその傘下の同業者組合が制定する労働災害防止規程においても一定の対応がなされていると考えられますが、本稿ではそこまでは紹介できておりません。

次に、本稿ではドイツ連邦政府がこの規則の第20条第4項に基づき公布している「*Technische Regeln für Gefahrstoffe* (有害物質に関する技術的なルール: TRGS 900)。以下単に「TRGS900」といいます。」(職場における有害物質の拘束力のあるばく露限界値等を規定しています。)のうちから、その「前文」、「*Inhalt* (目次)」及び「*1 Begriffsbestimmungen und Erläuterungen* (1 定義及び説明)」を抜粋して、「ドイツ語原文—英語仮訳—日本語仮訳」として作成した資料を別添1として、さらに TRGS900 そのもの (ドイツ語原典) を別添2として収載してあります。

なお、ドイツ連邦共和国の労働安全衛生制度(「労働時の就業者の安全及び保健を改善するための労働保護措置の実施に関する法律 (略称: 労働保護法)」、「産業医、安全技師及びその他労働安全専門員に関する法律」及び「労働保健管理に関する規則 (ドイツ語の略称: *ArbMedVV*)」の英語版原典の全文の日本語仮訳を含む。)については、既に中央労働災害防止協会国際課の関連するウェブサイト: <https://www.jisha.or.jp/international/sougou/germany.html> で公開しておりますので、必要に応じて参照していただきたい。